平成２３年（再イ）第１５３号

横浜市泉区和泉町4729番地１サンヒルズ泉103号

再生債務者　田口　　理

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１７１号

横浜市瀬谷区瀬谷２丁目２番地の１ライオンズマンション瀬谷第２．204号室

再生債務者　中野　茂夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２１号

長野県松本市平田東１丁目15番31―101号　レオパレスブリエ　オーブ

再生債務者　小泉　嘉史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（再イ）第１６号

岐阜県本巣郡北方町長谷川西３丁目17番地の３

再生債務者　福田　雅憲

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日　岐阜地方裁判所

平成２３年（再イ）第７１号

京都府城陽市平川中道表28番地の48

再生債務者　藤原設備こと　藤原　　晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第１４４号

大阪府羽曳野市誉田１丁目６番９号

再生債務者　友澤　　智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月14日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再イ）第２７８号

札幌市豊平区平岸２条３丁目２番43号　ハウスオブリザ平岸六番館201号

再生債務者　小野寺雅美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８号

北海道沙流郡日高町富川南５丁目７番７―３号

再生債務者　服部　　彩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２３年（再イ）第１７２号

横浜市緑区霧が丘６丁目１番地１霧が丘グリーンタウン12棟302号

再生債務者　高橋　　修

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１９１号

神奈川県大和市柳橋３丁目16番地ハイム桜ケ丘６―606

再生債務者　藤森　健治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３１号

岩手県花巻市二枚橋町北１丁目17番地１

再生債務者　鈴木　信也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第１０号

山口県周南市大字大島47番地の７

再生債務者　山縣　憲芳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月17日　山口地方裁判所周南支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第11号

平成23年11月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

名　　称	主たる事務所の所在地
東京都	
郵便局株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目３番２号
社団法人日本経済団体連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目９番１号
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目９番３号
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町一丁目３番７号
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目１番６号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第12号

平成23年11月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第６号

平成23年12月４日に執行する橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人

記

宅地の所有者が選挙すべき委員の数　12人